

## 佐賀市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況(普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口 (22年度末)	歳出額		実質収支	人件費	人件費率 B/A	(参考)
		A	B				H21年度の人件費率
22年度	人 235,423	千円 88,639,929	千円 920,500	千円 14,851,842	% 16.8	% 17.2	

(注) 人件費Bには、特別職(市長、市議会議員など)に支給される給料、報酬などを含まず。

#### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		類似団体:一般市(IV-1) 平均 1人当たり給与費
22年度	人 1,477	千円 6,052,541	千円 1,021,223	千円 2,116,961	千円 9,190,725	千円 6,223	千円 6,187

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、22年4月1日現在の人数です。  
3 類似団体:一般市(IV-1)とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体です。

#### (3) 特記事項

ア 平成17年10月1日に1市3町1村(佐賀市、諸富町、大和町、富士町、三瀬村)が合併し、現佐賀市が新設されました。また、平成19年10月1日付で、川副町、東与賀町及び久保田町を編入合併しました。

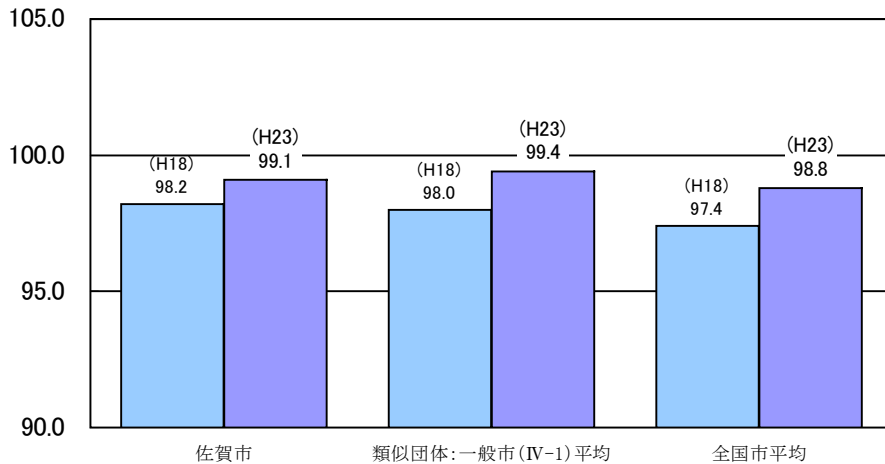
イ 現在行っている給与減額措置は、以下のとおりです。

区 分	減 額 措 置 内 容
特別職	市長及び副市長の給料を10～20%減額
一般職	管理職手当を5～15%減額

詳細はこちらをご覧ください。

→ 6 特別職の報酬等の状況  
→ 5 職員の手当の状況(6)

#### (4) ラスパイレス指数の状況(平成23年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。  
2 類似団体:一般市(IV-1)平均とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### 2 一般行政職給料表の状況(平成23年4月1日現在)

	(単位:円)							
	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
1 号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	397,600	410,300	427,200	458,400	480,500

### 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

#### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成23年4月1日現在)

##### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
佐賀市	44.0 歳	333,221 円	408,828 円	357,606 円
佐賀県	44.0 歳	345,400 円	415,658 円	370,988 円
国	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
類似団体:一般市(IV-1)	43.3 歳	336,444 円	423,319 円	372,327 円

##### ②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
佐賀市	48.0 歳	192 人	345,627 円	389,281 円	363,509 円	—	— 歳	— 円	—
うち清掃職員	46.9 歳	81 人	347,409 円	412,837 円	369,664 円	廃棄物処理 業従業員	44.6 歳	290,600 円	1.42
うち用務員	49.1 歳	22 人	334,810 円	374,444 円	358,765 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.79
うち学校給食員	51.6 歳	36 人	354,291 円	364,194 円	360,499 円	調理士	42.2 歳	251,200 円	1.45
佐賀県	50.4 歳	305 人	344,329 円	386,996 円	357,773 円	—	— 歳	— 円	—
国	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	— 円	321,662 円	—	— 歳	— 円	—
類似団体:一般市(IV-1)	46.8 歳	157 人	323,335 円	372,017 円	344,417 円	—	— 歳	— 円	—

区分	参 考		
	年取ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐賀市	—	—	—
うち清掃職員	6,446,805 円	4,035,300 円	1.60
うち用務員	5,937,697 円	2,943,200 円	2.02
うち学校給食員	5,856,473 円	3,385,100 円	1.73

※「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員実態調査において明らかにされているものです。

※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。  
(平成20年～22年の3ヶ年平均)

※ 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めて雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいうが、本市データの基礎となる職員は、民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(嘱託)はデータの基礎から除いています。

※ 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

##### ③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
佐賀市	33.8 歳	260,891 円	284,453 円
佐賀県	45.0 歳	388,026 円	425,000 円
類似団体:一般市(IV-1)	42.2 歳	332,046 円	364,559 円

(注) 1 「平均年齢」は、10進法で表示しています。

2 「平均給料月額」とは、平成23年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

4 「類似団体:一般市(IV-1)」とは、本市と人口規模、産業構造が類似している団体です。

(2) 職員の初任給の状況(平成23年4月1日現在)

区分		佐賀市	佐賀県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	135,600 円	137,200 円	137,200 円
	中学卒	— 円	129,200 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況(平成23年4月1日現在)

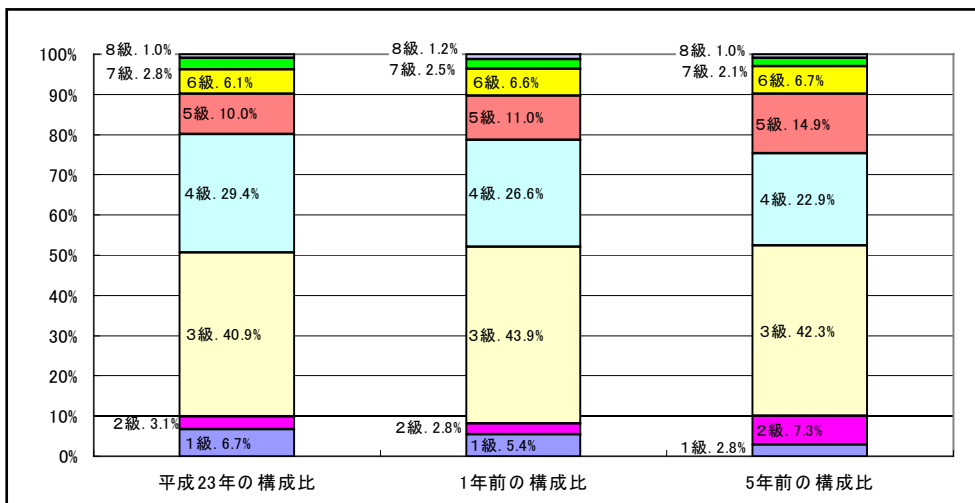
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	275,161 円	308,743 円	359,641 円
	高校卒	223,900 円	274,520 円	311,880 円
技能労務職	高校卒	— 円	269,600 円	300,550 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成23年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	12 人	1.0 %
7級	副部長の職務又はこれに相当する職務	32 人	2.8 %
6級	困難な業務を所掌する課長の職務又はこれに相当する職務	70 人	6.1 %
5級	1 課長の職務又はこれに相当する職務	114 人	10.0 %
	2 困難な業務を処理する副課長の職務又はこれに相当する職務		
4級	1 副課長の職務またはこれに相当する職務	337 人	29.4 %
	2 困難な業務を分掌する係長の職務又はこれに相当する職務		
3級	1 係長の職務又はこれに相当する職務	468 人	40.9 %
	2 主任の職務又はこれに相当する職務		
2級	高度の知識または経験を必要とする業務を行う主事及び技師の職務	35 人	3.1 %
1級	一般的な業務を行う主事及び技師の職務	77 人	6.7 %

(注) 1 佐賀市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## (2) 昇給への勤務成績の反映状況

### ①勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、平成13年度から一般職員に対し9月30日及び3月1日を評定日として年2回の人事評価を実施しています。

### ②昇給への勤務成績の反映状況

職員の勤務成績に応じて、次のいずれかの昇給区分に該当するか判断し、昇給号数を決定しています。

昇給区分		A	B	C	D
		特に良好である	良好である	やや良好でない	良好でない
昇給の号給数	55歳未満	5号以上	4号	2号	0号
	55歳以上	3号以上	2号	1号	0号

平成23年1月1日の昇給において、行政職給料表を適用している職員1,433人中、昇給区分Aに決定された者が310名(21.6%)、区分Bに決定された者が1,063名(74.2%)でした。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

佐賀市	佐賀県	国
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,425 千円	1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,564 千円	—
(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分	(平成22年度 支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45) 月分 (0.65) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% ・管理職加算 —	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

#### 1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第40条に基づき、平成13年度から一般職員に対し9月30日及び3月1日を評定日として年2回の人事評価を実施しています。

#### 2 勤勉手当への勤務実績の反映状況

管理職については、直前の人事評価に基づき、成績率を決定しています。

一般職については、人事評価の反映についてはまだ実施していませんが、懲戒処分を受けた職員については勤務成績良好でないと判断し、成績率を決定しています。

### (2) 退職手当(平成23年4月1日現在)

佐賀市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額	5,259 千円	25,953 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		9,574 千円	
支給職員1人当たり平均支給金額(平成22年度決算)		870 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	2 人	18 %
大阪府大阪市	15 %	0 人	15 %
医師	15 %	9 人	15 %

(4) 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		24,900 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		92,566 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		15.4 %	
手当の種類(手当数)		22 種類	
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
税務等事務手当	一般職	市税又は国税に関する、徴収、財産差押の事務に従事した場合。	月額1,350円
伝染病疫病作業手当	一般職 技能労務職	伝染病患者(疑似患者を含む)の救護、物件の処理作業に従事した場合。	月額290円
社会福祉業務手当	一般職	保健福祉部の職員で、生活扶助に係る指導・相談・調査又は老人福祉施設への入居措置に関する業務に従事した場合。	月額 2,400円～8,000円
死亡人取扱作業手当	一般職 技能労務職	死亡人の取扱作業に従事した場合。	一体3,000円
廃棄物処理作業手当	技能労務職	塵芥の収集及び処理等都市清掃作業の業務に従事した場合。	月額520円～580円
用地交渉業務手当	一般職	公共事業に伴う土地、建物等の取得等の交渉業務に従事した場合。	月額250円
つくし斎場業務手当	一般職 技能労務職	つくし斎場における火葬に関する業務に従事した場合。	月額680円
下水道人孔内作業手当	一般職	現に供用している下水道人孔内で調査・検査に従事した場合。	月額370円
災害応急作業手当	一般職 技能労務職	佐賀市災害本部が設置され、規則で定める気象条件の下において災害対策のために屋外作業に従事した場合。	月額350円
保健指導業務手当	一般職	保健師が結核患者等の家庭を訪問し、当該患者等の保健指導の業務に従事した場合。	月額230円～290円
高所作業手当	一般職	地上10メートル以上の足場の不安定な場所で工事の検査、調査、指導、監督等に従事した場合。	月額220円～320円
資格手当	一般職	土木、建築又は電気に関する国家検定資格を有する職員が検査、監督又は調査の業務に従事した場合。	月額 4,000円～5,000円
道路、河川等現場作業手当	技能労務職	道路、河川、橋梁等の土木現場作業の業務に従事した場合。	月額310円
派遣診療手当	医療職	医師が病院外へ派遣されて嘱託医として診療を行った場合。	月額10,000円
放射線取扱手当	医療職	診療放射線技師その他の職員がエックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事した場合。	月額550円(技師) 月額230円(技師以外)
検査業務手当	医療職	検査技師等が検査業務に従事した場合。	月額350円
薬業手当	医療職	薬剤師が薬務業務に従事した場合。	月額350円
特殊現場作業手当	医療職	自動車運転手及び特殊な勤務に従事することを命ぜられた職員が、これらの職務に従事した場合。	月額150円
緊急診療等手当	医療職	緊急の呼び出しに応じて、正規の勤務時間外に診療等の業務に従事したとき	月額3,500～7,000円(医師) 月額3,000～6,000円(医師以外)
夜間看護手当	医療職	看護師等が正規の勤務時間による勤務が午後10時から翌朝午前5時までの間になる看護の業務に従事したとき	月額2,400円
衛生センター焼却炉整備作業手当	技能労務職	衛生センター焼却炉整備作業業務に従事したとき	月額460円
衛生センター汚泥分離層内清掃作業手当	技能労務職	衛生センター汚泥分離層内の清掃作業の業務に従事したとき	月額460円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	561,964 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	321 千円
支給実績(平成21年度決算)	533,983 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	302 千円

(注) 時間外勤務手当には休日給を含みます。

(6) その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (22年度決算)																				
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配偶者 13,000円</li> <li>・配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> </ul> ※配偶者がいない場合: 扶養親族1人目 11,000円 ※16歳から22歳までの子: 1人につき 5,000円加算	同じ	—	236,147 千円	253,377 円																				
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・借家、借間 支給限度額 27,000円</li> </ul>	同じ	—	110,821 千円	296,314 円																				
通勤手当	6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし) ・交通機関利用者(電車・バス等): 支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(自動車・バイク等): 2,200円～38,400円	一部異なる	交通用具利用者の距離区分	91,805 千円	71,001 円																				
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを状況とする職員に支給 ・定額 23,000円 ・加算限度額 45,000円	同じ	—	696 千円	696,000 円																				
休日給	祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×1.35×時間数	同じ	—	— 千円	— 円																				
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	4,271 千円	125,639 円																				
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられ勤務した職員に支給 ・一般の宿日直 4,200円 ・特別の宿日直 支給限度額 30,000円	同じ	—	4,925 千円	820,833 円																				
管理職手当	管理職手当については、次のとおり減額措置を実施している。 ①厳しい財政状況に鑑み、手当額の5～15%を減額。 ②50歳を超える6級以上の職員については、さらに1.4%減額。	異なる	支給額	111,256 千円	658,322 円																				
	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>①の 手当額</th> <th>②の 減額後</th> <th>②の 減額後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>90,000円</td> <td>76,500円</td> <td>75,429円</td> </tr> <tr> <td>副部長級</td> <td>74,000円</td> <td>62,900円</td> <td>62,019円</td> </tr> <tr> <td>本庁課長級</td> <td>63,000円</td> <td>56,700円</td> <td>55,906円</td> </tr> <tr> <td>参事等</td> <td>48,000円</td> <td>45,600円</td> <td>44,961円</td> </tr> </tbody> </table>		①の 手当額	②の 減額後	②の 減額後	部長級	90,000円	76,500円	75,429円	副部長級	74,000円	62,900円	62,019円	本庁課長級	63,000円	56,700円	55,906円	参事等	48,000円	45,600円	44,961円				
	①の 手当額	②の 減額後	②の 減額後																						
部長級	90,000円	76,500円	75,429円																						
副部長級	74,000円	62,900円	62,019円																						
本庁課長級	63,000円	56,700円	55,906円																						
参事等	48,000円	45,600円	44,961円																						
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部長級 10,000 円</li> <li>・副部長級及び支所長 9,000 円</li> <li>・本庁課長及び支所総務課長 8,000 円</li> <li>・本庁参事(6級)及び支所課長 6,000 円</li> <li>・参事 5,000 円</li> <li>・診療所長 6,000 円</li> <li>・病院 院長 12,000 円</li> <li>副院長(医療職) 10,000 円</li> <li>主任医長 6,000 円</li> <li>技師長、士長等 6,000 円</li> </ul>	異なる	支給額	1,757 千円	175,650 円																				

(注) 休日給の支給実績等については、(5)時間外勤務手当をご覧ください。

## 6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給料月額等		
		(参考)類似団体における最高/最低額		
給 料	市 長	836,800 円 ( 1,046,000 円 )	1,058,000 円 /	776,200 円
	副 市 長	743,400 円 ( 826,000 円 )	865,700 円 /	628,800 円
	備 考	※市長20%、副市長10%の減額措置中。(H18.1.1~H25.10.22)		
報 酬	議 長	697,000 円 ( 一 円 )	714,000 円 /	445,000 円
	副 議 長	611,000 円 ( 一 円 )	647,000 円 /	385,000 円
	議 員	557,000 円 ( 一 円 )	606,000 円 /	360,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成22年度 支給割合) 2.95 月分		
	備 考	※減額後の給料月額により算出。		
	議 長 副 議 長 議 員	(平成22年度 支給割合) 2.95 月分		
退 職 手 当	市 長	(算定方式) 836,800 × 在職月数 × 50/100	(1期の手当額) 20,083,200 円	(支給時期) 任期毎
	副 市 長	743,400 × 在職月数 × 30/100	10,704,960 円	任期毎
	備 考	※減額後の給料月額により算出。		

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 7 職員数の状況

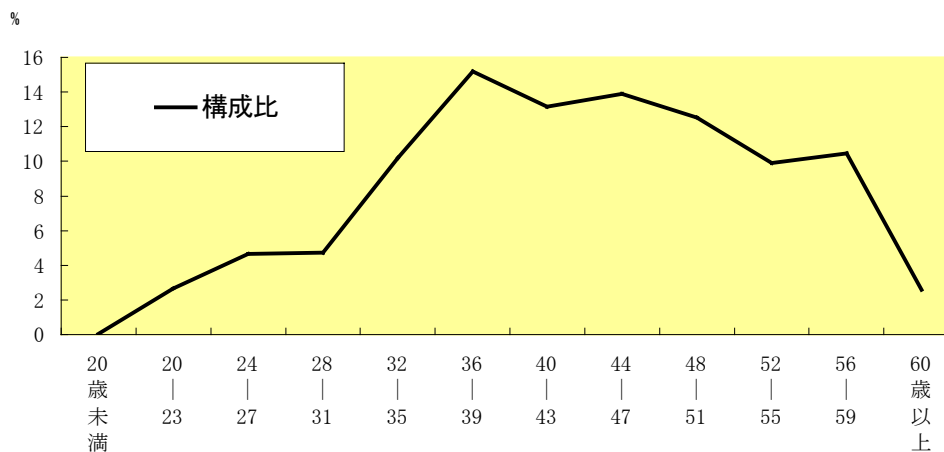
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		平成23年	平成22年			
一般行政部門	議会	12	12	0	事業の終了	
	総務	327	328	△1		
	税務	123	123	0		
	労働	3	3	0		
	農林水産	127	127	0		
	商工	50	49	1		
	土木	182	181	1		
	民生	228	227	1	事務の民間委託、事業の効率化	
	衛生	196	202	△6		
	計	1,248	1,252	△4		<参考> 人口1万人当たり職員数 52.95人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 51.94人)
	教育部門	215	226	△11		事務の統廃合、学校給食の民間委託
消防部門		0	0			
小計	1,463	1,478	△15	<参考> 人口1万人当たり職員数 62.07人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 73.38人)		
病院	96	94	2	派遣職員の減少		
水道	74	74	0			
交通	44	44	0			
下水道	74	73	1			
その他	94	97	△3			
小計	382	382	0			
合計		1,845 [2,004]	1,860 [2,004]	△15	<参考> 人口1万人当たり職員数 78.28人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況(平成23年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	49人	86人	87人	188人	280人	243人	256人	231人	183人	193人	48人	1,845人



### (3) 職員数の推移

部門別	年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	過去5年間の増減数(率)
	職員数							
一般行政	職員数	1,302	1,336	1,295	1,273	1,252	1,248	▲ 54 (▲ 4.1)
教育	職員数	291	253	241	233	226	215	▲ 76 (▲ 26.1)
消防	職員数							
一般会計	職員数	1,593	1,589	1,536	1,506	1,478	1,463	▲ 130 (▲ 8.2)
公営企業等 会計	職員数	455	400	399	395	382	382	▲ 73 (▲ 16.0)
総合計	職員数	2,048	1,989	1,935	1,901	1,860	1,845	▲ 203 (▲ 9.9)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

2 平成19年度以前については合併前の旧市、旧町の合計職員数です。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 交通事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	779,230	36,054	536,527	68.9	67.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体:一般市(IV-1) 平均 1人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
22年度	44	164,939	38,372	61,594	264,905	6,021	6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

##### イ 特記事項

現在行っている給与の減額措置は、以下のとおりです。

区分	減 額 措 置 内 容
特別職	交通局長の給料の30%を減額
一般職	給料を4%減額
	管理職手当を20%減額

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐賀市交通局	46.8 歳	324,341 円	501,714 円
市町村平均	46.2 歳	330,069 円	521,311 円

(うちバス事業運転手)

区分	公 務 員			
	平均年齢	職員数	基本給	平均月収額 (A)
佐賀市交通局	46.0 歳	37 人	317,246 円	493,761 円
市町村平均	46.0 歳	56 人	315,410 円	508,137 円

区分	民 間			参考 A/B
	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均月収額 (B)	
佐賀市	営業用 バス運転者	52.2 歳	288,100 円	1.71
市町村平均	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
佐賀市交通局	5,925,132 円	3,456,800 円	1.71

- (注) 1 「基本給」とは、給料及び扶養手当の合算額です。  
2 「平均月収額」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの全ての諸手当を含んだ1人あたりの平均年収額を12で除したものです。  
3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20年～22年の3ヶ年平均)  
4 民間従業員データの基礎となる労働者は、①期間を定めずに雇われている労働者、②1か月を超える期間を定めて雇われている労働者、③日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち4月及び5月に、それぞれ18日以上雇用された労働者のいずれかに該当する労働者(短時間労働者を除く。)をいうが、本市データの基礎となる職員は、民間労働者の①に該当する職員のみであり、②又は③に該当する職員(嘱託)はデータの基礎から除いています。  
5 民間の類似職種との比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐賀市交通局				佐賀市（一般職）			
1人当たり平均支給額(平成22年度)				1人当たり平均支給額(平成22年度)			
1,400 千円				1,425 千円			
(平成22年度 支給割合)				(平成22年度 支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.75 月分	1.40 月分	2.60 月分	1.35 月分	( 1.45 ) 月分	( 0.65 ) 月分		
( 1.50 ) 月分		( 0.70 ) 月分					
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			
・管理職加算 ー				・管理職加算 ー			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

佐賀市交通局			佐賀市（一般職）		
(支給率)	自己都合	勤続・定年	(支給率)	自己都合	勤続・定年
勤続 20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続 20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続 25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続 25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続 35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続 35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	5,259 千円	25,953 千円

ウ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	33,940 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	693 千円
支給実績(平成21年度決算)	35,613 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	727 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

エ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度との異同	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり の平均支給年額 (22年度決算)
扶養手当	・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円  ※配偶者がいない場合: 扶養親族1人目 11,000 円 ※16歳から22歳までの子: 1人につき 5,000円加算	同じ	ー	11,982 千円	292,244 円
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円	同じ	ー	1,833 千円	305,500 円
通勤手当	6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給 (通勤距離2km未満は支給なし) ・交通機関利用者(電車・バス等): 支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(自動車・バイク等): 2,200円～38,400円	同じ	ー	2,475 千円	60,366 円
管理職手当	管理職手当については、次のとおり減額措置を実施している。 ①厳しい財政状況に鑑み、手当額の20%を減額。 ②50歳を超える6級以上の職員については、さらに1.4%減額。  ①の ②の 手当額 減額後 減額後	異なる	支給額	0 千円	0 円
	副局長 74,000円 59,200円 58,371円 課長 63,000円 50,400円 49,694円 参事 48,000円 38,400円 37,862円				

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 21年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
22年度	3,797,280	431,004	608,824	16.0	15.6

区分	職員数 A	給与費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体:一般市(IV-1) 平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
22年度	74	313,971	57,062	113,930	484,963	6,554	6,187

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

現在行っている給与の減額措置は、以下のとおりです。

区分	減額措置内容
特別職	水道局長の給料の10%を減額
一般職	管理職手当を5～15%減額

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成23年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
佐賀市水道局	44.2 歳	362,960 円	546,130 円
市町村平均	45.6 歳	362,100 円	535,892 円

- (注) 1 「平均年齢」は、10進法で表示しています。  
2 「基本給」とは、給料及び扶養手当の合算額です。  
3 「平均月収額」とは、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当などの全ての諸手当を含んだ1人あたりの平均年収額を12で除したものです。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

佐賀市水道局				佐賀市(一般職)			
1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,540 千円				1人当たり平均支給額(平成22年度) 1,425 千円			
(平成22年度 支給割合)				(平成22年度 支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
2.60 月分	1.35 月分			2.60 月分	1.35 月分		
( 1.45 ) 月分	( 0.65 ) 月分			( 1.45 ) 月分	( 0.65 ) 月分		
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算 5～15%				・役職加算 5～15%			
・管理職加算 —				・管理職加算 —			

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当(平成23年4月1日現在)

佐賀市水道局			佐賀市(一般職)		
(支給率)	自己都合	勲奨・定年	(支給率)	自己都合	勲奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額	0 千円	27,225 千円	1人当たり平均支給額	5,259 千円	25,953 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 特殊勤務手当(平成23年4月1日現在)

支給実績(平成22年度決算)		1,890	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)		82,160	円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成22年度)		31.1	%
手当の種類(手当数)		3	種類
手当の名称	支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
交替勤務手当	浄水課又勤務する交替勤務職員	交替勤務に従事した場合	1回 550円
危険手当	浄水課又勤務する企業職員	電圧電線作業、電気機械作業、塩素取扱作業、水質試験業務に従事した場合	月 1,800円
選任手当	法令により選任を必要とする職務に従事し、管理者が指定した職員	電気主任技術者、酸素欠乏危険作業主任者、特定化学物質等作業主任者、廃棄物処理施設技術管理者	月 3,000円

エ 時間外勤務手当

支給実績(平成22年度決算)	20,724	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成22年度決算)	280	千円
支給実績(平成21年度決算)	18,333	千円
職員1人当たり平均支給年額(平成21年度決算)	255	千円

(注) 時間外勤務手当には、休日給を含みます。

オ その他の手当(平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の 制度との異同	支給実績 (22年度決算)	支給職員1人当たり の平均支給年額 (22年度決算)																				
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> </ul> ※配偶者がいない場合: 扶養親族1人目 11,000円 ※16歳から22歳までの子: 1人につき 5,000円加算	同じ	—	13,517 千円	259,942 円																				
住居手当	・借家、借間 支給限度額 27,000円	同じ	—	6,025 千円	317,116 円																				
通勤手当	6カ月定期券代又は通勤距離に応じて支給(通勤距離2km未満は支給なし) ・交通機関利用者(電車・バス等): 支給限度額 55,000円 ・交通用具利用者(自動車・バイク等): 2,200円～38,400円	同じ	—	3,800 千円	56,710 円																				
管理職手当	管理職手当については、次のとおり減額措置を実施している。 ①厳しい財政状況に鑑み、手当額の5～15%を減額。※減額期間:H18.1.1～H25.3.31 ②50歳を超える6級以上の職員については、さらに1.4%減額。  <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td></td> <td>①の 手当額</td> <td>②の 減額後</td> <td>②の 減額後</td> </tr> <tr> <td>部長級</td> <td>90,000円</td> <td>76,500円</td> <td>75,429円</td> </tr> <tr> <td>副部長級</td> <td>74,000円</td> <td>62,900円</td> <td>62,019円</td> </tr> <tr> <td>本庁課長級</td> <td>63,000円</td> <td>56,700円</td> <td>55,906円</td> </tr> <tr> <td>参事等</td> <td>48,000円</td> <td>45,600円</td> <td>44,961円</td> </tr> </table>		①の 手当額	②の 減額後	②の 減額後	部長級	90,000円	76,500円	75,429円	副部長級	74,000円	62,900円	62,019円	本庁課長級	63,000円	56,700円	55,906円	参事等	48,000円	45,600円	44,961円	同じ	支給額	5,094 千円	636,763 円
	①の 手当額	②の 減額後	②の 減額後																						
部長級	90,000円	76,500円	75,429円																						
副部長級	74,000円	62,900円	62,019円																						
本庁課長級	63,000円	56,700円	55,906円																						
参事等	48,000円	45,600円	44,961円																						
管理職員特別勤務手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>・副局長及び副理事 9,000円</li> <li>・課長 8,000円</li> <li>・所長及び参事 6,000円</li> </ul>	同じ	—	167 千円	27,750 円																				
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×0.25×時間数	同じ	—	2,299 千円	229,922 円																				
宿日直手当	平成22年度から宿日直業務を委託	異なる	支給額	0 千円	0 円																				